

認証の詳細

<ゆたんぽ>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

表 9 : SGマーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証によるSGマーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証のSGマーク表示方法

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 金属板プレス加工設備 (ただしA形ゆたんぽを製造する場合に限る)	1. 適切に金属板プレス加工ができること。
2. 穴あけ設備 (ただしA形ゆたんぽを製造する場合に限る)	2. 適切に穴あけができること。
3. 曲げ加工設備 (ただしA形ゆたんぽを製造する場合に限る)	3. 適切に曲げ加工ができること。
4. 切削加工設備 (ただしA形ゆたんぽを製造する場合に限る)	4. 適切に切削加工ができること。
5. ハンダ付設備 (ただしA形ゆたんぽを製造する場合に限る)	5. 適切にハンダ付ができること。
6. ゴム成形設備 (ただしB-1形ゆたんぽを製造する場合に限る)	6. 適切にゴム成形ができること。
7. 合成樹脂成形設備 (ただしB-2形又はC形ゆたんぽを製造する場合に限る)	7. 適切に合成樹脂成形ができること。
8. 組立・仕上げ設備 ただし、金属板プレス加工設備（一部に限る）、穴あけ設備、曲げ加工設備、切削加工設備、ハンダ付設備、ゴム成形設備（一部に限る。）、又は合成樹脂成形設備（一部に限る）により製造	8. 適切に組立、仕上げができる作業具等の設備を備えていること。

<p>される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p>	
--	--

表2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
<p>1. 寸法測定設備 (ただし自在曲線定規及び金属製直尺は、口金を有する形式のゆたんぽを製造する場合に限る)</p>	<p>1. ノギス(150mmまで測定できるもの)、自在曲線定規(口金キャップの鉄線の形状を写しとれるもの)及び金属製直尺(150mmまで測定できるもの)。</p>
<p>2. 気密性試験設備</p>	<p>2. 空気圧縮機(ゆたんぽに関する基準確認方法の項目の3. 気密性に規定する性能を有するもの)及び水そう(試験条件を十分満足できるもの)。</p>
<p>3. 耐急冷性試験設備</p>	<p>3. 恒温水そう(温度$18\pm 2^{\circ}\text{C}$を維持できるもの)及び温度計(温度0°Cから50°Cまで測定できる最小目盛1.0°Cのもの)。</p>
<p>4. 落下衝撃性試験設備</p>	<p>4. 金属製直尺(1,000mmまで測定できるもの)及び合板(厚さは2枚あわせて30mmになるものとし、試験を行うに十分な広さを有し、かつ、落下させたゆたんぽが二次衝撃を受けない構造のもの)。</p>
<p>5. 受口及びキャップの強さ試験設備 (ただし、合成樹脂製の受口及びキャップを有する形式のゆたんぽを製造する場合に限る)</p>	<p>5. トルク測定器(3N/mまでのトルクを測定できるもの)及び恒温水そう(温度$60\pm 5^{\circ}\text{C}$を維持できるもの)。</p>
<p>6. 持ち手の強さ試験設備 (ただし、持ち手を有する形式のゆたんぽを製造する場合に限る)</p>	<p>6. 荷重試験機(試験を行うゆたんぽの満水容量の水の質量に作用する重力の5倍の力をかけられるもの)又は砂袋(試験を行うゆたんぽの満水容量の水の質量の5倍の質量のもの)及びゆたんぽの持ち手をかけてつり下げることができるもの)。</p>

<p>7. 圧縮強さ試験設備</p> <p>8. 繰り返し耐久性試験設備 (ただし、C形を製造する場合に限る)</p> <p>9. 底の耐熱衝撃性試験設備 (ただし、A形のうち圧力調整形のもの製造する場合に限る)</p> <p>10. ゴムパッキン弾性試験設備</p> <p>11. ゴム及び軟質合成樹脂材料試験設備 (ただし、B形を製造する場合に限る)</p>	<p>7. 荷重試験機 (1800Nの力を加えられるもの) 及び木板 (1800Nの力に耐えられるものであって長さ25cm幅10cmのもの及び長さ、幅がそれぞれゆたんぽの長さ幅より大きいもの)。</p> <p>8. ポンプ及び流量計 (密封したゆたんぽから表示容量の25%に相当する気体を抜き取って減圧し、大気圧に戻す操作ができるもの)</p> <p>9. 加熱器及び温度計 (空のゆたんぽを100℃まで加熱できるもの)</p> <p>10. 引張試験機 (JISK:6251 (2017年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方に規定する性能を有するもの)、恒温そう (温度70±1℃を維持できるもの)、ノギス (150mmまで測定できるもの)、老化試験装置 (JIS K:6257 (2010年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方に規定する性能を有するもの) 及びダンベル状試験片打抜き型</p> <p>11.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恒温槽 JIS K:6257 (2010年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方の方法A-2法に定める恒温槽 (B1形にあっては温度70℃±1℃、B2形にあっては100±2℃を168時間±2時間維持できるもの) ・ 水槽 (温度23±2℃の水にゆたんぽを16~96時間水没できるもの。B1形に限る。)、ソックスレー抽出 (168時間±2時間ソックスレー抽出できるもの。B2形に限る) ・ 短冊状試験片の伸び測定設備 (試験環境温度23℃±2℃、相対湿度50%±5%) ・ 重すい (20N+0.20Nの力で下方に与えるもので、基準点間の距離測定設備を備えたもの) ・ 引裂強さ測定設備。 JIS K:6252-1 (2015年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引裂強さの求め方—第1部に定めるもの ・ 最大引張力の大きさ及び伸び測定設備
---	--

<p>12. ホルムアルデヒド試験設備 (ただし、布製カバーを付属するものを製造する場合に限る)</p> <p>ただし、耐荷重試験、繰り返し耐久性試験設備、底の耐熱衝撃性試験設備、ゴムパッキン弾性試験、ゴム及び軟質合成樹脂試験又はホルムアルデヒド試験技術の状況により、当該試験を適切に行いとうと一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>JIS K:6251 (2017年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方の規定に定めるもの (B1形に限る) JIS K:7161-1 (2014年) プラスチック—引張特性の求め方第1部に定めるもの (B2形に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子ばかり (読み取り精度が0.1g以上のもの。B2形に限る) <p>12.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学天秤 (感量が1mg以上のもの)、 ・ 恒温水そう (温度40±2℃以内に維持できるもの) ・ 分光光度 (ダブルビーム装置及び記録装置付きのもの) ・ 及びその他の化学試験器具を備えていること。
--	---

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
型式	<ol style="list-style-type: none"> 1. A形のもの（金属製のもの） 2. B1-1形のもの（天然ゴム製のもの） 3. B1-2形のもの（シリコンゴム製のもの） 4. B1-3形のもの（クロロプレンゴム製のもの） 5. B2形のもの（PVC製のもの） 6. C形のもの（B形の適用を受けるものを除く合成樹脂製のもの）
口部の構造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 口金及び受金のもの 2. せん及び受金のもの 3. せん及び口のもの 4. キャップ式せん及び口のもの 5. その他のもの

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000円/型式（税抜10,000円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。 ・ 収納袋があるものに必要な試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 ・ A形で圧力調整形の口金を有するものに必要な試験（作動圧力の測定試験）に関する費用は含まれておりません。 <p>申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p>	<p>三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 < A形 > 26,400円（税抜24,000円） < C形 > 55,000円（税抜50,000円） ◆一般財団法人化学物質評価研究機構（CERI） < B 1形 > 142,450円（税抜129,500円） ◆一般財団法人化学研究評価機構（JCII） < A形 > 23,760円（税抜 21,600円） < B 1形 > 124,960円（税抜113,600円） < B 2形 > 134,640円（税抜122,400円） < C形 > 51,040円（税抜 46,400円） ◆一般財団法人ポーケン品質評価機構 < A形 > 34,408円（税抜 31,280円） < B 1形 > 183,304円（税抜166,640円） < B 2形 > 193,864円（税抜176,240円） < C形 > 75,064円（税抜 68,240円） ◆一般財団法人日用金属製品検査センター < A形 > 23,100円（税抜 21,000円） 	<p>形ごとに申請可能な委託検査機関があります。</p> <p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
A 形の場合	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	2 個/型式 試料を送付する際は、 メモ添付等分かるよう にしてください。
	◆一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 高分子試験・評価センター ＜大阪事業所＞ 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134	
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港1-6-24 TEL 06-6577-0124	
	◆一般財団法人日用金属製品検査センター ＜本部＞ 〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-9 TEL 0256-62-3131 FAX 0256-62-3879	
B 1 形の場合	◆一般財団法人化学物質評価研究機構 (CERI) ＜東京事業所＞ 〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600 TEL 0480-37-2601	6 個/型式 試料が小さい場合追加 する場合があります。 試料を送付する際は、 メモ添付等分かるよう にしてください。
	◆一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 高分子試験・評価センター ＜大阪事業所＞ 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134	
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港1-6-24 TEL 06-6577-0124	
B 2 形の場合	◆一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 高分子試験・評価センター ＜大阪事業所＞ 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134	10個/型式 試料が小さい場合追加 する場合があります。

	<p>◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 <生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港1-6-24 TEL 06-6577-0124</p>	<p>試料を送付する際は、 メモ添付等分かるよう にしてください。</p>
C形の場合	<p>◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-6-14 TEL 072-968-2226</p>	<p>5個/型式 試料を送付する際は、 メモ添付等分かるよう にしてください。</p>
	<p>◆一般財団法人化学研究評価機構(JCII) 高分子試験・評価センター <大阪事業所> 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134</p>	
	<p>◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 <生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p>	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

<p>認証日より2年間</p>

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>< A 形 > 協会支給ラベル方式</p>	<p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は27mm×27mmです。 交付単位はシートタイプ50枚、ロールタイプ5000枚です。</p> <div data-bbox="767 533 1043 808" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="767 846 1075 880">図1 協会支給SGラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。</p>
<p>< B 1 形 及び B 2 形 > 自社表示+協会支給ラベル方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の表面、または裏面に図2に示すSGマークを印字、刻印又は浮き出し、かつ取扱説明書に図3に示す協会支給ラベルを貼付します。 台紙の寸法は17mm×17mmです。 交付単位は50枚です。</p> <div data-bbox="788 1317 1075 1599" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="820 1599 1023 1632">図2 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは8.0mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p>



図3 協会支給SGラベル

表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。
申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。

< C形の場合 >
協会支給ラベル
方式

図4に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。
台紙の寸法は22.5mm×22.5mmです。
最小交付単位は5000枚
なお、図4中「A0000000AB」となっている箇所は、実際にはラベル毎に異なる記号・番号となります。



図4 協会支給SGラベル

表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。
申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。

表 8 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	5.5円/個（税抜 5円/個） ※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料 が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SGマーク被害者救済制度の有効期限

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

A形	購入日より1年間
B1・B2形	購入日より3年間
C形	購入日より3年間

2. ロット認証によるSGマーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <A形・C形>
	<大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221 <東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4 TEL 03-3829-2515
	◆一般財団法人化学物質評価研究機構(CERI) <B1形>
	<東京事業所> 〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600 TEL 0480-37-2601 <名古屋事業所> 〒466-0858 愛知県名古屋市昭和区折戸町4-1 TEL 052-761-1185 <大阪事業所> 〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北1-5-55 TEL 06-6744-2022
	◆一般財団法人化学研究評価機構(JCII) 高分子試験・評価センター
	<すべての形に対応> <大阪事業所> 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134 <東京事業所> 〒135-0062 東京都江東区東雲2-11-17 TEL 03-3527-5115
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 <すべての形に対応>

	<p><生活用品試験センター> 〒552-0021大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p><東京事業所> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381</p> <p><名古屋営業所> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p><岡山生活用品試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上海愛麗服装検修有限公司（中国） ・ 常州市波肯紡織検測有限公司（中国） ・ 青島紡検有限公司（中国） ・ SGS 香港株式会社（中国） ・ SGS Taiwan Limited（台湾） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Hangzhou Branch（中国） ・ 財団法人 FITI 試験研究院（韓国） ・ PT. SGS INDOONESIA（インドネシア） ・ SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・ SGS Thailand Ltd.（タイ） <p>◆一般財団法人日用金属製品検査センター <A形></p> <p><本部> 〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-9 TEL. 0256-62-3131 FAX 0256-62-3879</p> <p><大阪事業所> 〒537-0014 大阪市東成区大今里西 4-22-4 TEL/FAX 06-6972-1653</p>
--	---

表 11 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先										
一般財団法人 日本文化用品 安全試験所	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <p style="padding-left: 20px;">A 形 26,400円（税抜24,000円）</p> <p style="padding-left: 20px;">C 形 55,000円（税抜50,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納袋があるものに必要な試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 ・ A 形で圧力調整形の口金を有するものに必要な試験（作動圧力の測定試験）に関する費用は含まれておりません。 <p style="padding-left: 20px;">申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 5.5円/個（税抜 5円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">ロット数</th> <th style="text-align: left;">検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650以下</td> <td>6,600円（税抜 6,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>11,100円（税抜 10,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>20,900円（税抜 19,000円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～10,000</td> <td>30,800円（税抜 28,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	650以下	6,600円（税抜 6,000円）	651～1,600	11,100円（税抜 10,000円）	1,601～4,000	20,900円（税抜 19,000円）	4,001～10,000	30,800円（税抜 28,000円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料											
650以下	6,600円（税抜 6,000円）											
651～1,600	11,100円（税抜 10,000円）											
1,601～4,000	20,900円（税抜 19,000円）											
4,001～10,000	30,800円（税抜 28,000円）											

<p>一般財団法人 化学物質評価 研究機構 (CERI)</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ） B-1形 139,150円（税抜 126,500円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納袋があるものに必要な試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 <p>申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 5.5円/個（税抜 5円/個） ② ロットの大きさ毎の額 2.2円×申請数（税抜2円×申請数） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額） 	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
--	--	----------------------------------

<p>一般財団法人 化学研究評価 機構(JCII)</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）</p> <table border="0"> <tr> <td>A形</td> <td>23,760円（税抜 21,600円）</td> </tr> <tr> <td>B-1形</td> <td>124,960円（税抜 113,600円）</td> </tr> <tr> <td>B-2形</td> <td>134,640円（税抜 122,400円）</td> </tr> <tr> <td>C形</td> <td>51,040円（税抜 46,400円）</td> </tr> </table> <p>・ 収納袋があるものに必要な試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 ・ A形で圧力調整形の口金を有するものに必要な試験（作動圧力の測定試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 5.5円/個（税抜 5円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650以下</td> <td>7,150円（税抜 6,500円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>13,200円（税抜 12,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>24,200円（税抜 22,000円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～10,000</td> <td>35,000円（税抜 30,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	A形	23,760円（税抜 21,600円）	B-1形	124,960円（税抜 113,600円）	B-2形	134,640円（税抜 122,400円）	C形	51,040円（税抜 46,400円）	ロット数	検査料	650以下	7,150円（税抜 6,500円）	651～1,600	13,200円（税抜 12,000円）	1,601～4,000	24,200円（税抜 22,000円）	4,001～10,000	35,000円（税抜 30,000円）	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
A形	23,760円（税抜 21,600円）																			
B-1形	124,960円（税抜 113,600円）																			
B-2形	134,640円（税抜 122,400円）																			
C形	51,040円（税抜 46,400円）																			
ロット数	検査料																			
650以下	7,150円（税抜 6,500円）																			
651～1,600	13,200円（税抜 12,000円）																			
1,601～4,000	24,200円（税抜 22,000円）																			
4,001～10,000	35,000円（税抜 30,000円）																			

<p>一般財団法人 ボーケン品質 評価機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）</p> <table border="0"> <tr> <td>A形</td> <td>34,408円（税抜 31,280円）</td> </tr> <tr> <td>B-1形</td> <td>183,304円（税抜 166,640円）</td> </tr> <tr> <td>B-2形</td> <td>193,864円（税抜 176,240円）</td> </tr> <tr> <td>C形</td> <td>75,064円（税抜 68,240円）</td> </tr> </table> <p>・ 収納袋があるものに必要な試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 ・ A形で圧力調整形の口金を有するものに必要な試験（作動圧力の測定試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 5.5円/個（税抜 5円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650以下</td> <td>13,200円（税抜 12,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>17,600円（税抜 16,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>26,400円（税抜 24,000円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～10,000</td> <td>35,200円（税抜 32,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	A形	34,408円（税抜 31,280円）	B-1形	183,304円（税抜 166,640円）	B-2形	193,864円（税抜 176,240円）	C形	75,064円（税抜 68,240円）	ロット数	検査料	650以下	13,200円（税抜 12,000円）	651～1,600	17,600円（税抜 16,000円）	1,601～4,000	26,400円（税抜 24,000円）	4,001～10,000	35,200円（税抜 32,000円）	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
A形	34,408円（税抜 31,280円）																			
B-1形	183,304円（税抜 166,640円）																			
B-2形	193,864円（税抜 176,240円）																			
C形	75,064円（税抜 68,240円）																			
ロット数	検査料																			
650以下	13,200円（税抜 12,000円）																			
651～1,600	17,600円（税抜 16,000円）																			
1,601～4,000	26,400円（税抜 24,000円）																			
4,001～10,000	35,200円（税抜 32,000円）																			

<p>一般財団法人 日用金属製品検 査センター</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ） A形 23,100円（税抜21,000円）</p> <p>・ 収納袋があるものに必要な試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③） ① 5.5円/個（税抜5円/個） ② ロットの大きさ毎の額 11円×申請数（税抜10円×申請数） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
-------------------------------------	--	----------------------------------

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証のSGマーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>< A 形 > 協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は27mm×27mmです。</p> <div data-bbox="788 495 1062 770" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給SGラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者はSGラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>< B 1 形 及び B 2 形 > 自社表示+協会支給ラベル方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の表面、または裏面に図 2 に示すSGマークを印字、刻印又は浮き出し、かつ取扱説明書に図 3 に示す協会支給ラベルを貼付します。台紙の寸法は17mm×17mmです。</p> <div data-bbox="762 1189 1050 1469" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <p>寸法：A を100としたときの比率で表しておりAは8.0mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p>

	<div data-bbox="790 241 1050 504" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="770 528 1086 562" data-label="Caption"> <p>図3 協会支給SGラベル</p> </div> <p data-bbox="448 613 1406 730">協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者はSGラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p data-bbox="201 745 403 862">< C形の場合 > 協会支給ラベル 方式</p>	<div data-bbox="448 745 1406 902"> <p>図4に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は22.5mm×22.5mmです。 なお、図4中「A0000000AB」となっている箇所は、実際にはラベル毎に異なる記号・番号となります。</p> </div> <div data-bbox="790 952 1023 1178" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="786 1211 1102 1245" data-label="Caption"> <p>図4 協会支給SGラベル</p> </div> <p data-bbox="448 1296 1406 1413">協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者はSGラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>

【作成・改正履歴】

2021/6/1：基準改正

2025/1/1：料金変更